

公立大学法人横浜市立大学交換留学生等宿舎規程

制 定 平成 19 年 9 月 18 日 規程第 137 号
最近改正 令和 5 年 9 月 19 日 規程第 60 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人横浜市立大学（以下「大学」という。）の交換留学生等が利用する宿舎を定める。

(目的)

第 2 条 この規程に定める宿舎は、主に交換留学生の宿泊の用に供し、多様な国籍の学生との共同生活を通じ、多文化理解や大学及び地域との国際学術交流の推進に資することを目的とする。

(名称、所在地)

第 3 条 この規程における宿舎の名称及び所在地は、次のとおりとする。

| | |
|-----------------------|--------------------|
| 横浜市国際学生会館 | 横浜市鶴見区本町通 4-171-23 |
| 関東学院大学インターナショナル・レジデンス | 横浜市金沢区六浦 1-14-12 |

(事務)

第 4 条 この規程に定める宿舎に関する事務は、グローバル推進室において統括する。

(その他)

第 5 条 この規程に定める宿舎の利用等について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 14 日改正）

この規程は、平成 24 年 9 月 14 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 30 日改正）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 規程第 76 号）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 規程第 60 号）

この規程は、令和 5 年 9 月 19 日から施行する。